

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(岡崎トミ子君外七名発議)(第百六十八回国会参第

一一号)(本院継続審査)要旨

本法律案は、現行の土壤汚染対策法がその施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地について適用外としている一方で、こうした土地が公園等の公共施設や学校、卸売市場等の公益的施設の用地となることにより、不特定多数の者の健康被害が生じるおそれがあることから、こうした土地についても現行法の適用とするため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、現行法の施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地であつて土壤汚染状況調査が行われていないものを新たに公園や学校、卸売市場等の特定公共施設等の用に供しようとする場合を、土壤汚染状況調査の対象とすることとする。

二、土壤汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする者は、都道府県知事に土地の所在地等を届け出なければならぬこととし、届出を受けた都道府県知事は、その土地が一の土地であるかどうかを調査し、その結果を届出をした者に速やかに通知しなければならないこととする。

三、政府は、一及び二によるもののほか、一の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する方策等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

四、罰則その他所要の規定を設けることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。